

文字は全て右側の一部が残るに過ぎないが、何とか右半分が残っている読み取れる「御賢一籠」の部分を手がかりにすると、一緒に出土した「□(但カ)馬国第三□(般カ)進上若海藻 御賢一籠 天平十九年二月廿八日」という荷札「平城宮木簡」一、四〇九。これも右半分の断片が残るに過ぎない」とほぼ同文とみて残面に矛盾がない。数度の般(班)に分けて新物のワカメを費として貢進した際の荷札である。天平十九年は七四七年。

123 閏九月の日付が読み取れる木簡

(SK八二〇出土。『平城宮木簡』一、六一三)

(裏) □□閏九月□日 □□
(表) □□閏九月□日 □□

長さ(二七二)■・幅四■・厚さ七■ ○八一型式

籌木に二次利用されたとみられる幅わずか四ミリの細長い断片であるが、たまたま文字の中心部分がこの幅に収まったため、日付の部分がかろうじて読み取れる。平城京の時代で、閏九月があるのは、七二七年(神龜四)、七四六年(天平十)、七八四年(延暦三)の三年で、SK八二〇出土木簡の年代からみると、七四六年とみられる。

131 わさざな文字の姿

煮干しのアユとフナの進上状

(SD四九五一出土。『平城宮木簡』三、二八六)

(表) 進出 煮汗鮓十二口 右二種物進納
鮓十五口

(裏) □□□□□□□□□□
[万呂カ]
□□□□□□□□□□ 三日附仕丁吾 □

長さ二九四■・幅四六■・厚さ五■ ○一型式

大型で幅広の材に、大振りかつ崩した字体で書かれた魚類の進上木簡。ここまで達筆な木簡も珍しく、裏面上部の文字と仕丁の名の二文字めは、墨痕は鮮明に残るもの判読できない。

煮汗は煮干か。続く文字は「鮓」と読んできたが、煮干鮓では意味が通じない。この文字の旁は「年」と読み取ることができるので、類例はないが、魚鱗に年で年魚、すなわち鮓のことと考えるべきであろう。木簡では鰓を堅魚と書くのが普通なのが参考になる。なお、二条大路木簡に出雲国から費として納められた煮干年魚の荷札がある(城22—35頁下)。

132 皇后宮を守る兵士たち(?)の呼び出し状

(SD五一〇出土。城22—18下)

(表) 召 大伴忍万呂 三家人牛万呂 佐伯足嶋 □田部□宮
壬生安万呂 山部文屋 大田部千万呂
檢前真万呂 掃守東人 大伴万呂 国造長万呂

(裏) 石作白万呂 □文 □
凡人石足 白髪部刀良 右十五人 天平八年七月十六日

長さ二四九■・幅(二二)■・厚さ一三■ ○一型式

二条大路木簡の召文(呼び出し状)の一点。幅の割に分厚い材に、字画の不足がめだつ稚拙な文字で十五人の人名を書き上げる。万の最終画を左下に長く伸ばすのは、万呂のもりでであろう。当事者たちには自明だったのであるが、どこの役所が何のためにとという身分の者を召集したのか、木簡だけでは何もわからない。一緒に出土した木簡からみて、兵衛・中衛など、皇后宮を警備する兵士たちの可能性が考えられる。独特の雰囲気をもつ書風は、そうした兵士の一人の手になるからであろうか。

天平びとの声をきく―地下の正倉院・平城宮木簡のすべて

解説シート 6

【第三室】天平びとの声を読む

展示期間

	I	二〇一〇年	
		九月二十五日(土)	一〇月一日(月)
II		一〇月一三日(水)	一〇月二五日(月)
III		一〇月二七日(水)	一二月 七日(日)

c 形から内容を探る

紐を通して東ねて保管した木簡 (SD四七五〇出土。城21-19上)

(表) 〇政人五口米三升七合五夕

(裏) 〇経師七合五夕

受□万呂
十一月廿二日廣嶋

長さ一五七mm・幅三二mm・厚さ四mm 〇一型式

長屋王家の米支給の伝票木簡の一点。政人(邸内の事務担当者)五人と経師(写経に従事する者)一人の計六人に一人あたり七合五勺(今の三合、米約四五〇グラム)が支給されている。上端には木簡を束ねて保管する際の紐通しの孔があけられている。文字を避けている様子はなく、また下端のみに穿孔のあるものや両端に穿孔のあるものなど孔の位置はまちまちで、再照合を意図した保管のための孔ではなさそうである。

奴婢の個人カードの木簡

(SD四七五〇出土。『平城京木簡』一、四二二)

140

奴婢のIDカードの木簡

(SD四七五〇出土。『平城京木簡』一、四二三)

字太万呂、 、 、 卒

長さ九六mm・幅二二mm・厚さ二mm 〇一型式

長屋王邸で働く奴婢の個人照合に用いられた木簡。人差し指の関節の位置を合わせることによって、本人を識別したとみられる。画指といって、文字の書けない人の署名の替わりに、人差し指の関節の位置を記すことが知られていたが、この木簡の発見によって、画指の新しい用途がわかった。「本」は指の付根の意味か。

当女 年廿三 〇

長さ一九六mm・幅三〇mm・厚さ四mm 〇一型式

長屋王邸で働く奴婢の管理に用いられた木簡。名と年令のみを記すが、具体的な使用法は不明。当女は伝票木簡の受取人としてもみえる。長屋王邸の奴婢の管理の木簡には、個人カードの木簡、名刺と続柄を記す歴名木簡、そして140のような個人照合のための画指木簡など、さまざまなタイプの木簡が用いられていた。

内裏用の品物の付札

(SD三四一〇出土。『平城宮木簡』二、二五六四)

関節の位置を木簡側面の小さな切り込みで示す事例もある。

御殿

長さ四九〇■・幅二二■・厚さ三■ 〇二型式

小型ながら上端を丸く仕上げた精巧なつくりの木簡。文字もつくり相応しく端正な楷書で記されている。御殿で用いる物品に付けられた付札であるが、御殿用であることを明記して他用を防ぐためのもので、品目は書かれていない。

御殿と書かれた木簡は他に一例6(第二室展示)があるだけで、文字通り天皇が日常起居する内裏の正殿を指すとみられる。

僧の座に敷くムシロの付札

(SD五三〇〇出土。『平城京木簡』三、四九八二)

○僧坐席

長さ五二一■・幅二二■・厚さ五■ 〇三型式

僧の座に敷く席むしろの付札。初めは紐を通して括り付けていたが、破損したため、右側面にのみ切りこみを設けて、取り付け方法を変更したか。

毎年の勤務評定に用いられる個人カードの木簡

(SD四一〇〇出土。『平城宮木簡』五、六三八〇)

(表) 去上 位子従八位上伯祢廣地 年卅二
(裏) 河内国安宿郡

長さ三九四■・幅二一■・厚さ一四■ 〇一五型式

式部省つきの位子いし(六位以下八位以上の官人の嫡子)の伯祢廣地はねのひろちの勤務評定用の個人カードの木簡。去上は昨年度の評価が三等評価の上等であったことを示す。左上部分は今年の評価を書き込む

題籤軸木簡1

(SD五三〇〇出土。『平城京木簡』三、四九九四)

ためにあけてある。河内国安宿郡あすだは、彼の本貫地ほんがん(戸籍の所在地)を示す。側面にあけられた孔は並べ替えて利用するためのもので、複数の木簡に紐を通して、順序を固定して保管された。

(表) 進内物帳

(裏) 天平八年六月

長さ五六■・幅二七■・厚さ五■ 〇六一型式

藤原麻呂の家政機関から、「内」(ここでは光明皇后宮を指す)に進上した物品を記録した帳簿の軸として用いられた題籤軸(見出し付きの文書の軸)。

題籤軸木簡2

(SD五三〇〇出土。『平城京木簡』三、四九九五)

(表) 人給味物帳

(裏) 勤後帳
天平八年七月廿一日

長さ七二■・幅二六■・厚さ八■ 〇六一型式

藤原麻呂邸で働く人々への食料支給の出納帳簿の軸として用いられた題籤軸(見出し付きの文書の軸)。「人給」は臣下に対する支給。味物は山海の珍味、勤後は再照合済みのことか。

題籤軸木簡3

(SD五三〇〇出土。『平城京木簡』三、五〇〇〇)

(表) 法文
(裏) 法文

長さ六四■・幅二八■・厚さ六■ 〇六一型式

藤原麻呂邸で用いられた法文の題籤軸(見出し付きの文書の軸)。法文は不詳だが、律令などの法令の文章の抜き書きか。

(S D 四七五〇出土、『平城京木簡』一、四五四)

「封」北宮進上 津税使

長さ三〇〇mm・幅二七mm・厚さ二mm ○四三型式

摂津（現在の大阪府と兵庫県の一部）にいた、税を扱う役人が長屋王邸（北宮）に手紙を進上した際の木簡。一枚の板材を表裏二枚に剥ぎ、その間に紙の文書を挟んで機密性を高める木簡を封緘木簡と呼ぶ。「封」の字の左上が一部横に白く抜けているのは、木簡に紐が結ばれ、その上から墨書したことを示している。また、上欠ではあるが下端の形が全く同一で墨痕のない一点も同じ地区から出土しており、これら二枚は表裏に接続する。

(S D 五三〇〇出土、『平城京木簡』三、五〇〇三)

「表」



「進上」

道足 人足 君足



伊勢国少目大倭生羽進上

「道」

人足 上足 下足



「伊勢」

「及乃大連人」

人足 上足 下足



(建物墨画)

人足 上足 下足



「左側面」

伊勢国少目大倭生羽進上

「道」

人足 上足 下足



「裏」

伊勢国少目大倭生羽進上

「道」

人足 上足 下足



長さ三三五mm・幅五五mm・厚さ二mm ○六一型式

文書箱の蓋の木簡。表面上部に、伊勢国の国司の少目大倭生羽が進上する旨の端正な墨書がある。それ以外の文字や絵は、文書を受け取り箱が不要になった段階で二次的に書かれたもの。この箱に収められていたと思われる「伊勢国天平八年封戸調庸帳」と木口に書かれた文書の巻物の軸も見つかっている。

藤原麻呂の家政機関で働く資人の阿刀飯主の名が習書されていることから、宛先は藤原麻呂とみられ、伊勢国には近江国坂田郡と並んで藤原麻呂の封戸が置かれていたことがわかる。この文書は麻呂の収入となる七三六年（天平八）分の封戸の調庸の収納状況を報告したものである。

d 科学の力・赤外線的威力

166 武蔵国から納められた蓮の実の荷札

(SD五一〇〇出土。城22-30上)

(表) 武蔵国足立郡土毛蓮子一斗五升

(裏) 天平七年十一月

長さ一五六mm・幅二二mm・厚さ五mm ○三二型式

武蔵国足立郡から納められた蓮の実の荷札。一斗五升は今の六升、約一〇・八リットル。天平七年は七三五年。

土毛は諸国の特産品のこと、郡稲を財源として随時貢進するよう規定されていた。この木簡は土毛と明記する唯一の事例である。

167 備前国児島郡から調として納められた塩の荷札

(SD二七〇〇出土、『平城宮木簡』二、二二七七)

(表) 備前国児島郡小豆郷

(裏) 戸主間人連麻呂戸口間人連小人

調三斗

長さ二二七mm・幅二五mm・厚さ七mm ○三二型式

備前国児島郡小豆郷(今の香川県小豆島)から納められた調の荷札で、品目は記されていないが、貢進地域や三斗とあることからみて調塩の荷札であろう。赤外線を用いると不鮮明な墨痕が鮮やかに魅る。それでも人名部分は充分には読み取れない。

なお、この木簡の形は、SK八二〇出土の備前国の水母の贄の荷札(長さ一四四mm、幅二八mm、厚さ六mmの○三二型式)と上部を山形に削り出すところなど、そっくりの形状である。小豆郷から調として水母を貢進する例があるのも参考になろう。